

京都市障害福祉施設スプリンクラー設備等整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉施設におけるスプリンクラー設備等の整備事業に係る補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(補助対象事業者)

第2条 補助の対象とする事業者は、本市の区域内において、障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設とする。（社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 第2の2（3）に規定する事業所又は施設（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知））

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業は、「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて（以下「局長通知」という。）（平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づく国庫補助の対象となる事業に限る。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象とする経費は、整備に必要な工事費又は工事請負費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、局長通知で定めている国庫補助基準額と前条に定める経費を比較し、少ない方の額の4分の3に相当する額とする。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、事業の開始までに京都市障害福祉施設スプリンクラー設備等整備補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 直近2期分の決算書の写し
- (3) 法人登記簿の写し
- (4) 建物の平面図
- (5) 施設面積表
- (6) 見積書等経費積算内訳が分かるもの
- (7) 収支予算書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(標準処理期間)

第7条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定を行い、京都市障害福祉施設スプリンクラー設備等整備補助金交付通知書（第3号様式）により交付申請法人に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、工事完了後、実地検査の上、市長が適当と認めた場合に限り補助金の額を決定し、交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、工事の着手に当たり、交付予定額の3割以内を交付し、あるいは工事の出来高に応じ交付することができる。

(届出)

第9条 事業を行う法人が次の各号のいずれかに該当するときは遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、第3号及び第4号による場合は、その理由を付し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 工事に着手したとき。
- (2) 工事を完了したとき。
- (3) 設計を変更したとき。
- (4) 経営主体、設置者又は申請者を変更したとき。
- (5) 上記のほか、市長に届け出ることが特段に必要と認められる事由が発生したとき。

(交付の条件)

第10条 法人が補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 本交付金は、法人が行うスプリンクラー整備等に関する事業（以下「本事業」という。）に係る整備関係費以外に支出してはならない。
- (2) 本事業に要する経費の配分、スプリンクラー整備等の規模又は構造を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 本事業の内容を変更し、若しくは事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 本事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 本事業により取得し、又は効用の増加した資産については、市長の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納入させることがある。
- (7) 本事業により取得し、又は効用の増加した資産については、本事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助金の交付後、法人が消費税及び地方消費税を申告し、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々

年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、法人が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。また市長は、報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

- (9) 本事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた寄付金を除く。
- (10) 本事業を行うためにスプリンクラー整備等の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 本事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) 本事業の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。
- (13) 本事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。なお、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納入させることがある。
- (14) 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (15) 本事業に係る事業実績報告書を事業完了後、速やかに市長に提出しなければならない。
- (16) 本事業については、条例により検査することがある。
- (17) 上記各号の他、補助金はこの要綱に定める各条項に従って使用しなければならない。
- (18) 上記各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（交付の取消等）

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた法人又は交付を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第12条 条例第18条の規定による報告は、事業完了後速やかに、京都市障害福祉施設スプリングラー設備等整備補助金事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告（第5号様式）
- (2) 直近の決算書の写し
- (3) 法人登記簿の写し
- (4) 建物の平面図
- (5) 施設面積表
- (6) 工事請負契約書及び設計監理委託契約書
- (7) 収支決算書
- (8) 設備主要部分の写真
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(仕入控除税額の報告)

第13条 補助金の交付後、法人が消費税及び地方消費税を申告し、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）により市長に報告しなければならない。

なお、法人が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。また市長は、報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決定日から施行する。

附 則

この要綱は、決定日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、決定日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

京都市障害福祉施設スプリンクラー設備等整備補助金交付申請書

（あて先）京都市長	年 月 日
法人の所在地	法人の名称及び代表者の氏名 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、補助金の交付を申請します。	
施 設 名 称	
施 設 種 別	
所 在 地	
費 用 の 総 額	
交 付 申 請 額	
着工予定年月日	
竣工予定年月日	
開設予定年月日	

第2号様式（第6条関係）

事業計画

1 施設の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 種別
- (4) 事業の目的及び効果
- (5) 設置主体及び運営主体
- (6) 利用定員

2 施設整備費等に係る事業内容

(1) 既存建物の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____m²
- イ 敷地の所有関係
- ウ 建物の面積 建築面積 _____m², 延床面積 _____m²
- エ 建物の構造 _____造 _____階建て

(2) 仮設建物の規模及び構造

- ア 建物の面積 建築面積 _____m², 延床面積 _____m²
- イ 建物の構造 _____造 _____階建て

(3) 整備費内訳

- ア 建築主体工事費 _____円
- イ 解体撤去工事費 _____円
- ウ 仮設施設整備費 _____円
- エ 工事事務費 _____円
- オ 合 計 _____円

(4) 財源内訳

- ア 京都市補助金 _____円
- イ 設置者負担金 _____円
 - (内訳) 自己資金 _____円
 - 借入金 _____円
 - 寄付金 _____円
- ウ 合 計 _____円

(5) 施工計画

- ア 工事請負契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始予定年月日

第3号様式（第7条関係）

京都市障害福祉施設スプリンクラー設備等整備補助金交付決定通知書

京都市指令保障第 号
年 月 日

(法人名)
(代表者名)

京 都 市 長
(保健福祉局障害保健福祉推進室)

年 月 日付けで申請のありました京都市障害福祉施設スプリンクラー設備等整備補助金につきましては、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付の可否 ☐交付 ☐不交付（理由 ）
- 2 交付金額 金 _____ 円
- 3 交付条件
 - (1) 本交付金は、法人が行うスプリンクラー補助事業に関する事業（以下「本事業」という。）に係る整備関係費以外に支出してはならない。
 - (2) 本事業に要する経費の配分、建物の規模又は構造、建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 本事業の内容を変更し、若しくは事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
 - (4) 本事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (5) 本事業により取得し、又は効用の増加した資産については、市長の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。
 - (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納入させることがある。
 - (7) 本事業により取得し、又は効用の増加した資産については、本事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。
 - (8) 補助金の交付後、法人が消費税及び地方消費税を申告し、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、法人が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、

自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。また市長は、報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

- (9) 本事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた寄付金を除く。
- (10) 本事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 本事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (12) 本事業の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。
- (13) 本事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。なお、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納入させることがある。
- (14) 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに本事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (15) 本事業に係る事業実績報告書を事業完了後、速やかに市長に提出しなければならない。
- (16) 本事業については、条例により検査することがある。
- (17) 上記各号の他、補助金はこの要綱に定める各条項に従って使用しなければならない。
- (18) 上記各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

教示事項

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第12条関係）

京都市障害福祉施設スプリンクラー設備等整備補助金実績報告書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人の所在地	法人の名称及び代表者の氏名 電話 ー

京都市障害福祉施設スプリンクラー設備等整備補助金について、下記のとおり事業を実施しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条第1項の規定により報告します。	
施設名称	
施設種別	
所在地	
費用の総額	
交付申請額	
着工年月日	
竣工年月日	
開設年月日	

第5号様式（第12条関係）

実 績 報 告

1 施設の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 種別
- (4) 設置主体及び運営主体
- (5) 入所（利用）定員

2 施設整備費等に係る事業内容

(1) 既存建物の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____m²
- イ 敷地の所有関係
- ウ 建物の面積 建築面積 _____m², 延床面積 _____m²
- エ 建物の構造 _____造 _____階建て

(2) 仮設建物の規模及び構造

- ア 建物の面積 建築面積 _____m², 延床面積 _____m²
- イ 建物の構造 _____造 _____階建て

(3) 整備費内訳

- ア 建築主体工事費 _____円
- イ 解体撤去工事費 _____円
- ウ 仮設施設整備費 _____円
- エ 工事事務費 _____円
- オ 合 計 _____円

(4) 財源内訳

- ア 京都市補助金 _____円
- イ 設置者負担金 _____円
 - (内訳) 自己資金 _____円
 - 借入金 _____円
 - 寄付金 _____円
- ウ 合 計 _____円

(5) 施工期間

- ア 工事請負契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日

第 6 号様式（第 1 3 条関係）

京都市障害福祉施設スプリンクラー設備等整備補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額報告書

（あて先）京都市長	年 月 日
法人の所在地	法人の名称及び代表者の氏名 電話 ー

京都市障害福祉施設スプリンクラー設備等整備補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、報告します。	
施 設 名 称	
補 助 金 交 付 決 定 日	年 月 日
補助金交付決定通知書番号	第 号
報 告 対 象 年 度	年度
補 助 金 額	円
消費税及び地方消費税の申告により 確定した消費税及び地方消費税額 に係る仕入控除税額 (要補助金返還額)	円

※添付書類

- ・消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- ・消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等